

那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度の障がいのある方に、大学等への修学において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、修学機会の拡大を図り、自立生活および社会参加を促進します。

対象者

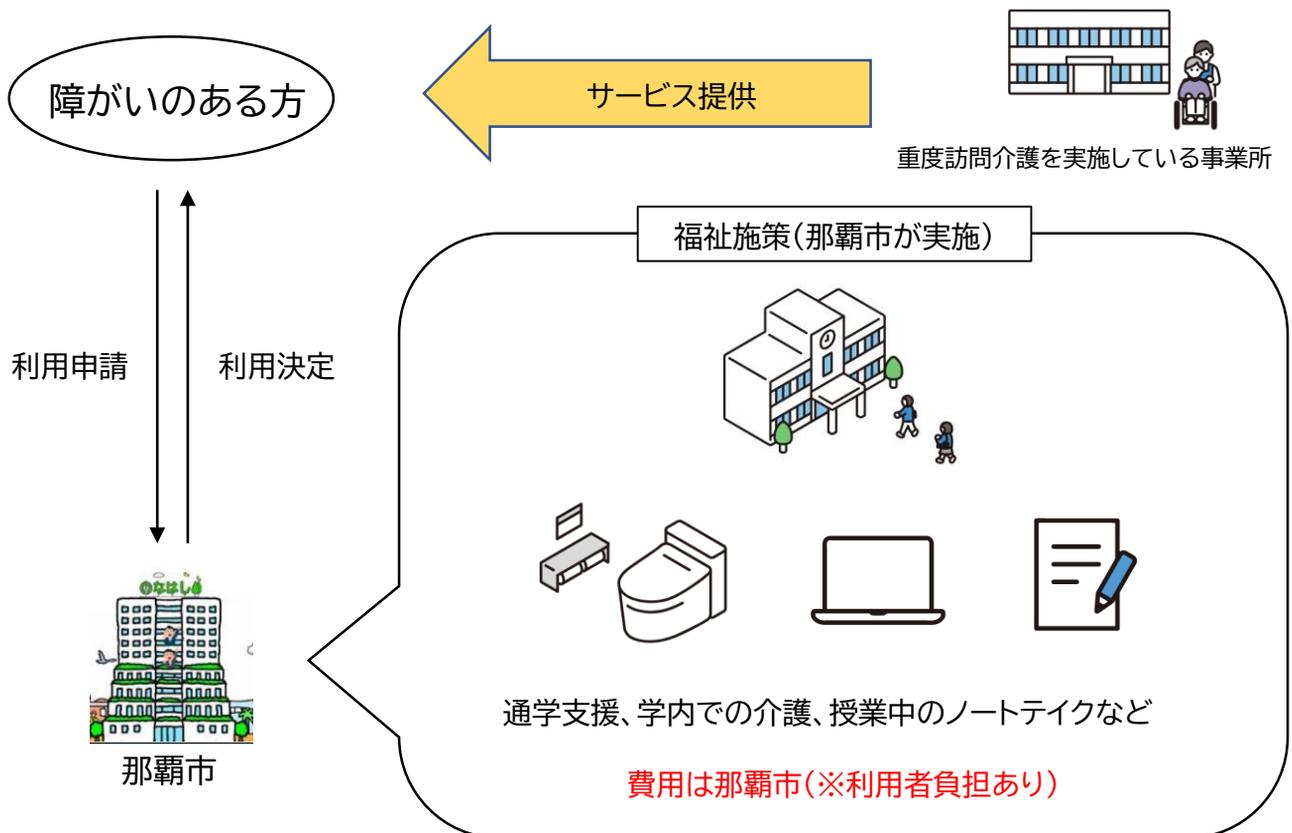
対象者は、那覇市に居住している方で、次のすべてに該当する方です。

- (1) 重度訪問介護を利用している方(※)
- (2) 停学その他の処分を受けていない方
- (3) 学修の意欲に欠けると認められる状況にない方

※重度訪問介護を現に利用していなくても対象になる場合がありますので、ご相談ください。

事業内容

重度訪問介護は、通年かつ長期にわたる外出(修学)中の利用はできません。そこで、本事業により、通年かつ長期にわたる外出(修学)中に、重度訪問介護と同等の支援を行います。



申請から利用までの流れ

01 相談

- ・障がい福祉課までご相談ください。事業内容や必要書類等について説明します。
- ・申請者、特定相談支援事業者等の関係者間で『利用計画書』を作成してください。

02 申請

- 障がい福祉課へ、以下の書類を提出します。
- ・『那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用申請書』
 - ・『那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用計画書』
 - ・大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類
 - ・『那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業承諾書』
 - ・大学等の要件を満たしていることを確認できる書類

03 決定・ 利用開始

- ・那覇市が決定を行い、『那覇市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用決定(変更)通知書』を申請者宛に送付します。
- ・申請者が事業所と利用契約を行い、利用を開始します。
- ・修学内容等が変更になった場合などは、変更手続を行ってください。

※那覇市の事業となりますので、事業者は、障害福祉サービスに係る国保連合会への請求手続ではなく、那覇市への請求手続を行っていただく流れとなります。

利用者負担

サービスの利用に要した費用の1割が利用者負担となります(上限額は、重度訪問介護と同じ)。

対象	月額負担上限額	世帯の範囲
生活保護受給世帯	利用者負担なし(0円)	本人及びその配偶者
市民税非課税世帯	利用者負担なし(0円)	
市民税課税世帯(所得割16万円未満)	1割負担(9,300円)	
市民税課税世帯(所得割16万円以上)	1割負担(37,200円)	

問い合わせ先

那覇市役所 福祉部 障がい福祉課 支援審査グループ 電話 098-862-3275